

大蔵委員會議録第六十四号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)
午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 松尾トシ子君

大上 司君 島村 一郎君

清水 逸平君 吉米地英俊君

夏堀源三郎君 三宅 則義君

宮崎 靖君 武藤 嘉一君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 通一君
(銀行局長)

大蔵事務官 大月 高君
(銀行局長)

委員外の出席者

検事(民事局 第四課長) 吉田 昂君

大蔵事務官(銀行 局特殊金融課長) 有吉 正君

日本開発銀行理事 中村 建城君

日本開発銀行(調査 部事業調査課長) 網野 貞雄君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

五月十日

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇三号) 接取貴金属等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二二二二号) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号) 審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八八号)
高金利等の取締りに關する法律案(内閣提出第一八四号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。前會に引続き日本開發銀行法の一部を改正する法律案、高金利等の取締りに關する法律案の兩案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。

○小山委員 それではこれはしばしば皆さんから議題になつたと聞いておりますが、私こころ二、三日忙しくて頭を出せませんでしたので、あるいは話が重複するかもしれませんが、その意味でお答えを願ひたい。

問題は高金利取締りの問題であります。この高金利等の取締りに關する法律案といふものについて、まず最初にお伺ひしておきたいのは、この法律案を出すに至つた事情であります。これをまず聞いておかないと、私のこれから質問があるいは違つた方向に行くかもしれませんので、この高金利等の取締りに關する法律案を出さざるを得なくなつた事情といふものから、まず政府の側のお考えを聞いておきたいのであります。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。高金利等の取締りに關する法律案を提案しました理由は、先般來委員會でたび／＼申し上げているのであります。

ですが、重複の点はお許し願つて御説明申し上げたいと思ひます。

金銭の貸付または金銭の貸借の媒介をすることを業とした者におおきまつたきましては、その業務の公正な運営を期しますために、昭和二十四年に貸金業等の取締りに關する法律が制定されたのであります。貸金業を行うことについては、大蔵大臣に届出を要するものといたしましたとともに、貸金業が預かり金をすることを禁止いたしましたのであります。このほか同法におきましては、さらに金融機關の役員等のおおきまつたゆる浮貸しを禁止するといふような規定も入れられて、また当時無尽業法の規定する無尽に著しく類似をいたしておりましたような業務を行つておるいわゆる殖産会社に対する整理の措置を規定いたしましたのであります。現在に至るまでの同法の運用上の経験にかんがみますと、貸金業者の届出制はその必要が非常に少なくなつて参つております。また殖産会社の整理はすでに一応完了を見ておるわけでありまして、浮貸し等の禁止及び預かり金の禁止につきましましては、それ／＼他の法律をもつて十分に取締ることができることになつておりますので、むしろ単に不当な高金利のみを取締ることが、現状に即すると考えられるのであります。今回貸金業等の取締りに關する法律を廃止いたしますとともに、不当に高い金利に

ついてのみこれを取締ることにはいたすことが適當と考えられますので、この法律案を提案申し上げたやうな次第であります。

○小山委員 そういたしますと、この高金利等の取締りに關する法律案を出した主たる理由は、貸金業法を廃止したといふことからは始まつたのであります。か。

○河野(通)政府委員 貸金業法を廃止いたしますとともに、貸金業法のねらつておるところで、今後ともその点の取締りをやつて参らなければならぬといふ規定を残して参る、こういふ二つの趣旨から提案を申し上げたのであります。

○小山委員 それで理由はわかりました。が、この、月に一割五分までは処罰しない、日歩五十銭までの貸付金については処罰をしないといふ、この月一割五分あるいは日歩五十銭といふのは、どういふ根拠から出た数字でありますか。

○河野(通)政府委員 この点も前會以來たび／＼當委員會で実は御質問を受けておりますので、お答え申して参つたのであります。日歩五十銭といふことを大体処罰の対象の限界といふことになつた理由は、二つの点から申し上げられると思ひます。

一つは現行法のもとにおきまして、行政上の指導をいたしておりますところ、大体日歩五十銭が限界といふことになつております。この点につきましましては、御意見はあるのであります。が、現在行政上の指導をいたしております率の程度を、この際急激に変更いたしますことは、上げるにいたしますれば問題はなおさらいけませんが、かりに下げた方がいいとい

う場合にも、これをいきなりこの際五十銭をたとへば三十銭だとか、そういったふうな限界を下げて参りますことは、経過的に非常に大きな混亂を起すおそれがあるもので、現在までやつて参りました行政上の措置を、そのまま法律上の対象としてこれを法文化するといふことが、一番適當であらうといふふうに考えたわけでありまして、それから第二点は、大体五十銭といふのは、さういふ行政上の従来の沿革等の問題を抜きにいたしまして、現在の金利の状況等から見まして、処罰の対象としてこれを禁止いたさなければならぬ限界といふものが、まあ大体五十銭程度であるのじやないかといふふうに考えられます。これは実情から見てさういふふうに考えられるのであります。しかしながら五十銭といふ数字がびたつと出るわけじやございませ

ん。五十銭でなければならぬ、それじや四十五銭であつてはいけなから、あるいは五十五銭でもいいじやないかといふようなことにつきましては、いろいろ御議論があると思ひますが、まあ大体常識的に考えまして、まゐる数字でもあります。現在、金利の実情等から考えましても、この程度が適當であらうといふふうに、常識的に判断をいたしたわけでありまして、

なおこの際つけ加えておきたいと思ひますが、この処罰の対象といたさなければならぬやうな高金利の限界といふものは、やはり全体の金利の趨勢等から判断をいたさなければならぬのであります。経済が逐次正常化した

う場合にも、これをいきなりこの際五十銭をたとへば三十銭だとか、そういったふうな限界を下げて参りますことは、経過的に非常に大きな混亂を起すおそれがあるもので、現在までやつて参りました行政上の措置を、そのまま法律上の対象としてこれを法文化するといふことが、一番適當であらうといふふうに考えたわけでありまして、それから第二点は、大体五十銭といふのは、さういふ行政上の沿革等の問題を抜きにいたしまして、現在の金利の状況等から見まして、処罰の対象としてこれを禁止いたさなければならぬ限界といふものが、まあ大体五十銭程度であるのじやないかといふふうに考えられます。これは実情から見てさういふふうに考えられるのであります。しかしながら五十銭といふ数字がびたつと出るわけじやございませ

しまするにつきまして、金利というものがだん／＼おちついて参ることもこれは当然のことであります。そうした場合にはなほだしく高い金利——処罰をもつて取締らなければならぬような非常に高い金利の具体的な基準というものが、だん／＼それに応じてかゝつて来るかと思ひます。そういうふうな情勢が動きまゐるに應じて、必要に應じてまたこの法律は改正をして参らなければならぬと考へております。

○小山委員　日歩五十銭というのは、現在の貸金業者等が行つております貸付利率としては、常識的には大体五十銭見当というのが大部分を占めておるというふうな御判断でありますか。それからまた、その金額は百万円のものでもやはり五十銭、一万円のものでも五十銭であるというふうな実情にあるかどうか。その点はお調べになりましたか。

○河野(通)政府委員 現在いわゆる貸金業者が行っております金利の基準は、五十銭というのが大部分というわけではございません。いろ／＼ありますうちに、割合まあこの程度までは机罰をもつて臨まなくてもいいという限界程度が五十銭、こういうふうに御了承を願いたい。金利の実情は今手元で調べましたものは東京と大阪についてでございますが、大体月一割以上一割五分まで、日歩五十銭までの間が五〇％ぐらい占めておるようであります。従いまして最高その程度のものが五〇％ぐらい占めておるのであります。必ずしも全部が全部一割五分ということにはなっておりません。

○小山委員　ひとつ政府の目標という

ものを伺つてみたいのであります。これはおそらく各委員からしばしば質問があつて、意見の開陳があつたらうと思ふのであります。が、法律上五十銭と書くことはいかにも国会の立場としてはおかしいのじやないかという議論が、しばしばあつたはずであります。それで政府としてはここ数年間に五十銭というような高い金利を、たとえば三十銭とか二十銭とかいうところを持つて行き得るとお考えになつておるか。もうこの五十銭というのは当分の

かぬとお考えになっておるか。その辺の政府の見解はいかがでありますか。

○河野通(政府委員) 非常にむずかしい御質問で、実は私も御答弁申し上げるのに困るのですが、大勢といったしましては先ほど申し上げましたように、経済全体が正常化し、資本の蓄積が増加いたしますに依りまして、金利というものは正常化して来る。従つてこういう貸金業者のやつておる貸

金の金利も、だん／＼下つて来る傾向にあるといふことは言えると思ひます。しかし何年先に大体どの程度になるかといふことは、非常にむづかしい問題でありまして、金利の今後の趨勢等を具体的に見ませんと、なかくお答えが申しにくいのでありますが、そう遠からざる時期に、相当程度低いところまで正常化されて来るであらうといふことは申されると思ひます。なお日歩五十銭といふのを法律の上に書くことは非常にぐあいが悪いじやないか、むしろ五十銭までは公認したような印象を与えるのじやないかといふことは、先般の委員会で宮幡さんから、また吉米地さんからも御指摘を受

けたところあります。この点は私ど

もまことにその通りと考えるのであります。法律上は別にこの五十銭を公認したわけではありません。利息制限法等の適用があるわけでありますから、公認したわけではないのであります。て、法律上に五十銭ということを書くことが適當でないということにつきましては、私もまことに同感だと思ひます。しかしながらこの第一條の規定は、非常に高度の罰則をもつて臨んでおるわけであります。処罰の対象になる基準というものはどうしてこれを

具體的に法律の上に書いて、国会の御審議を経た上でやらなければならぬ。ただこれを政令等に一任されて、それでこれを動かされるといふことは、こういう高い処罰の対象になるものの性質上からいいて、適當でないという政府部内の結論に到達したたわけであります。私どもも御意見の点はまことにごもつともだと思ひますけれども、やはり処罰といふことの対象か

を經た具體的な金額をあげる事が、必要であらうということになつたわけでありました。どうしても国会の議決を要するといふことになつたわけでありました。

○小山委員　私もその点は同意見であります。いやしくも刑罰をもつて國民に臨む以上、その限度を政令で書くといふようなことは、国会の權威にかけてもいけないと思ふのであります。ただ五十銭と書いてありますと、いかに公認したように見えるといふことが一つ。それからもう一つは、非常に強い罰則をもつて臨んでおるから、そのような行政指導でもつて来たような金額を書かざるを得ない事態に立ち至つた。この二つのことからこの問題を論

じなければならぬのであらうと思うの

でありますが、高度の強い罰則をもつて臨まなければならぬのであるかどうか。この点についてはどういふふうにお考えでありますか。

○河野(通)政府委員　この罰則は、必ずしも今度の新しい法律によつて特に強化をいたしたのじやございません。現在の貸金業等の取締に関する法律にありますいろいろな罰則規定と、大体同じ基準にいたしておるわけでありまして、しかもその現行法の罰則の程度が、非常にきつ過ぎるじやないかとい

う御意見かとも思うのでありますがこの点につきましては、私から申し上げるのも非常に恐縮であります。やはり法務府その他の取締り、檢察当局の立場等もございますので、民事局の課長が参つておりますから、その方からお聞き取り願いたいと思ひます。

○小山委員　日歩五十銭と法律上誓ひて、そしてまたその裏づけとして三年以下の徴役 あるいは三十万円以下

の罰金というものを、どういふふうに調整するかということは、まだ残された問題でありますから、その点についてはまた後日に譲ることにいたします。

これまた、各委員から申されたことであらうと思いますが、利息制限法の関係、これに対して各委員の意見を総合しますと、どうも局長の御答弁では満足できないという声が非常に強いのであります。つまり日歩五十銭までは刑罰の対象にはならないという規定がある反面、利息制限法によると、金を貸した方は訴訟を起してみたくもありませんが、利息制限法を越える部分については利息はとれない。この二つの矛盾が

出て来る。従つて貸す方の側から言ふ

と、刑罰は免れるが、永島龍雄が受けるということであるならば、実際問題として貸せないのじやないかというふうな考え方が起るであらうし、また借りる側が悪質な人でありますと、五十銭までは刑罰の適用がないからということで、どん／＼貸金業者が貸して行く。貸して、借りたあぐく向うが訴訟を起すのを待つてゐるといふふうな、悪質な借り手が現われて来はしないか。この点についてはすでにしばしば各委員から申されたでありますように、銀行局長などもこれに對する

から、銀行局長としてもこれに就する
周密な検討を経られたであらうと思
のでありますが、どういふふうな結
に達しましたか、それを伺つておき
い。

○河野(通)政府委員 お話のように、
この点につきましては、いろ／＼先般
来御質問を受けているのであります
が、どうも委員各位の御満足の行くよ
うな答弁ができまないので、実は私は

なはだ恐縮に存じております。きようは法務府から民事局の担当の課長が参つておりますので、詳しい法律上の問題はそちらからお聞取りを願いたい、かように考えております。

○吉田説明員　お答えいたします。この高金利取締等に関する法律でもつて日歩五十銭と定めましたのは、非常に悪質なものと申しますか、非常に高利なものだけについて刑罰を課するといふ意味でありまして、そこまではよろしいという趣旨のものではないと私は心得ておりますのであります。従つて、現在の利息制限法を越える部分は裁判上も有効というふうに、段階をつけてみてもよろしいではないかというふうに考

えるのであります。大体この法律は、

貸金業等の取締に関する法律を廃止します。つきまして、その法律のかわりとして制定されるものとするのであります。従来は、その法律によりまして業務方法書に利息を書かせる、それを許可するというような形で、利息を制限していたような形に、つていたものであります。従来からそれは刑罰を科さないという趣旨で、そういうような高金利まで許されて、そういうような形なありますが、利息制限法は適用されていたわけであり、日歩五十銭といふと、これはなか／＼高金利になりますので、それから上はなるほどこれは悪質だから罰しようというので、こういう法律ができたわけであり、もしもそこまで裁判上にも有効だということになりますと、これは単に金利政策の問題ばかりでなくて、社会政策上の問題になります。従来裁判上無効であるということになつておられますが、公正証書もつくれないといふことになつていたわけでありまして、従つてそれによつて公正証書をつくり、強制執行して行くといふことはできない。しかし、もし払えたら払つて行くといふような形になつていまして、幾らかでも金利が押えられて行くのではないかというように、なことも考えられるわけでありまして、やはり現在の状態におきましては、段階をつけておいた方がよくはないかといふふうに考えております。

○小山委員 どうも私の質問には一向びつたりした答弁ではないのであります。問題が今までは違ふのであります。今までは、業務方法書にただ書かしておつて、ある指導のもとにおいて、それ以上は罰則の適用はないといふことであつたのであるが、今度は貸金業法といふものが廃止される。廃止されて、ここで五十銭までは合法的にできるのだという印象を与えるような法律ができた場合に、今度は逆に利息制限法といふものが悪用されはしないか。善良なとか、悪質だとかいふところ、五十銭までは当然認められたといふふうに考えて金を貸す。ところが悪質な借手の方は、この法律を承知しておつて借りてあとでとるならつてみると、借りてあとでとるならつてみると、訴訟が起ると、それ以上は利息制限法に抵触する部分については無効であるといふようなことになつて来て、つまり踏み倒すための借手が現れて来はしないか。それをどういふふうに調整して行くのかという問題を提供しているわけであり、

○吉田説明員 この法律は従来とかわりがないのであります。従来におきましては、業務方法書の許可という形式をとつておりましたので、行政行為になりまして、従つてその行政行為によつて、利息制限法という法律を改正するといふことはあり得ないわけなのであります。ですから、利息制限法を越えてはならないという点は従来からかわりはないわけであり、今度特に利息制限法の適用を妨げずと書いたゆゑは、この法律になつておりますので、法律で金利をはつきりと定めたわけではございませんから、今おつしやいましたように、日歩五十銭までは利息制限法の関係においてもよろしいのではないかと、いふようなことを考えることがあつたといふので、特に「利息制限法の適用を妨げない」といふことを書いたわけなのであります。

○小山委員 従来とはかわらないといふ御意見であります。それはそれで承つておきます。ついでに今度は銀行局長の方に尋ねたいのは、日歩五十銭といふような金は、金額にして一体どの程度の金額が一番多いのですか。法律上からいふと百万円貸しても一千万円貸しても五十銭の日歩をとつてよろしい、そうしてそれはまた罰則の適用がないのだといふようですが、私は日歩五十銭あたりで貸すような金額といふのは、おそらくごく零細な金額じやないかと思ふ。その点はお調べになつておられますか。

○河野(通)政府委員 おそらく御指摘のようには、そういう高い金利をつけておきます貸付金は、金額は割合小さくとも、何分にもまだ金額別の金利の調べができておりませんので、はつきり何万円くらいのもので、多いかといふことは申しかねますけれども、普通一般の金融機関、庶民金融機関たる信用金庫あるいは信用組合等の貸付金の金額よりは、一件当たりの金額はもつと小さいものじやないかといふふうに、私も考えております。

○小山委員 その場合に段階をつけ、たとえば何万円までは日歩五十銭を越してはならぬ、何万円以上は日歩三十銭以下でなければ刑罰を適用するぞといふようなことを、お考えになつたことはあります。

○吉田説明員 御説もつともでございます。たことはあります。

○河野(通)政府委員 お話のように、利息制限法で規定いたしておりますような金額による段階別の金利の境界といふことも、部内で一応考えてみたことと申します。しかし民事上の問題と刑事上の問題とは事柄の性質も違ひますし、いわば絶対的の境界といつたやうなものもあるし、かた／＼技術的の境界をだん／＼切つて参りますこと、これはなか／＼むずかしい問題であるので、そういう絶対的にどうもあまり高過ぎる悪質の金利であるといふのを五十銭と定めまして、これは金額の大小によらず、そういうものは取締つて行くといふことになつた方が、適當であらうと考えたわけであり、適当であらうと考えたわけであり、なお非常に大きな金額については、おそらく貸金業者としても融通をいたしておるものは少いと思ひます。そういうものにつきましたは、そう高い金利といふものが出来来るものでもないと思ひます。現実の問題としては、今御指摘のように、五十銭といふようなものは非常に零細な金融の対象だといふふうに、お考え願つたらいいと思ひます。

○小山委員 法務府の方に伺います。利息制限法といふのはたしか明治の初期にできた太政官布告だと思ひます。従つてあの当時の千円とか千五百円といふ金は、今にするとおそろく百万円以上の金であらうと思ひます。いふふうなあの利息制限法そのものは、改正すべきものじやないかといふようなことを、御検討になつたことがございませうか。

○吉田説明員 御説もつともでございます。いまして、われ／＼も改正の段階に立ち至つておるといふようなことは考えているのでございませうが、何分戦後金利が非常に勢いで上つて参つておりますので、金利の不安定な時期にこれを定めまして、次から次へと改正しなくてはならないといふわけで、安定できる時期を待つていたわけでございますが、それと並行して研究もいたしております。従来は刑罰の方で何とか押えて行つてもらいたいといふような考えでいたわけであり、

○小山委員 私の当局に尋ねておきたかつたことは以上申した点であり、私との問題は他に譲りまして、私の質問はきようはこれをもつて打ち切りいたします。

○佐藤委員長 三宅君。

○三宅(則)委員 同僚委員の御質問がありました。私の調査によりますと、こういうことがわかつて来たわけであり、参りますから、大蔵省銀行局長にお尋ねいたしたいと思ひ次第でございます。この法案によりまして、百円につき日歩五十銭の割合といふことになつておられますから、月に直しますと一割五分といふことに相なると存するものであります。その際に手数料を五分とるといふ話であります。私も一般の常識からいいますと、手数料、いわゆるこれを媒介いたし、または調査いたした手数料等のことを勘案いたすわけであり、これは五分といふことになつておりますので、私は、一ぺん手数料をかけたならば、切りかえる場合は一年くらいは調査する必要がある、と考へておつたわけであり、調査料といつて毎月五分とることになつて

ありとするならば、それは明らかに現

たしておりますが、**實際面を調査いた**

にございませんで、これはやはり検

い、かように考えておる次第であります。

りますように、五十銭でなければい

は、法律の上ではあるいは二十銭とか三十銭とか書いておる。それを逐次たとえば毎年五銭ずつ下げて行くといふ

には、法律の條文に書いてある通りに、二十錢とか三十錢にまで持つて行くという方法でやつて行くと仮定した場合に、金融上の混乱が起るだろうか

起らないだろうか、そのところの判断は局長としてはどう考えておられるかと、こういうことであります。

○河野(逓政府委員) その問題は結局程度問題だと思っております。将

来に向つてどの程度の期間を置いて、どの程度の率でだん／＼限界を下げて行くかといったような問題につきましては、要するに程度問題です。私は方法としてはそういうことでけつこう。なぜ

と思いますが、ただ問題はそのいうこととを法律の條文の上に書いて、たとへば本文では日歩二十銭なら二十銭と書いて、附則が何かで何年先にはそれをして二、三、五、十とせしめるとなると、條

らにするといつたような書き方をするのがよいのか、あるいはそのとき／＼の経済の動きに応じた法文の改正なり、修正なりの方法で行くのがよいか

この点の立法技術と申しますが、それ
いう点につきましては、私は少なくとも
現在の原案の形で行つて、経済の動
きがだん／＼正常化するに應じて、
の五十銭という金額をその実情に應じ

たように直して行く。何分にも二年生三年先の状態を、実は私どもおしかりを受けてもなか／＼見通しはむずかしいと思います。どの程度までこれを五

げてよいか、何年くらい先にどの程度
 下げてよいかというようなことは、今
 この際見通しとしてはむずかしいと思

います。従いましてそのときの情勢に
応じまして、この限界を改正して行く
ということが、一番適当な方法ではな
いかというふうに私は考えます。

○佐久間委員 今までの「質」を
重ねておられたのですが、私たちもま
だどうもはつきりしないところがある
ので、具体的にひとつ説明していただ
きたいと思うのです。それはこの高金
利取締りで、五十銭という一つの線を
引いたこともよくわかるのですけれど
も、そうすると、これと利息制限法と
の関係がどうもはつきりわからない。
これをもう少し砕いてわれ／＼のわか
るように説明していただけないだろ
うか。両当局にひとつお尋ねしたいの
ですが、おそらくこれはいろいろ／＼また参
議院等においても、問題になつてい
るようでございます。ここではつきりし
て、一般に納得し得るような一つの定
義ができていた方がよいのではないか
と思ひます。この点はいかがであります
か。

○吉田説明員 利息制限法では、その
利息制限法を越える範囲については、
裁判上無効であるということになつて
おります。裁判上無効であるという意
味は、裁判に持ち出して請求できな
い。また法制処置をつくつてそれによ
つて強制執行できないという意味であ
りまして、もし債務者の方で払つたな
らば、その払つたことについては効力
は認められる。つまり利息制限法を越
える部分については、道徳的な責任だ
けということになるわけでありまして、
この法律案の制限を越えるというもの
は、これは非常に金利が高い。ですが
ら、これを越える部分については違法
であるという考えから、これを

罰するということにしたわけでありま
す。

○佐久間委員 そうすると、もしかり
に五十銭でよろしい、そして貸借がで
きたところが利息を払わなかつた。
急な請求を受けた。そういう場合に、
どうも考えてみると五十銭は高い。利
息制限法というものがあつたのだから、
それで行けばもう少し安くなるからと
いつて訴訟を起したりする場合がある
ではないか。またあつた場合にはどう
いうことになるのですか。非常にし
ろ／＼の質問で恐縮でございますが、そ
の点ひとつ御説明いただきたいと思います。

○吉田説明員 もしそういうことがご
ざいましたならば、裁判に請求いたし
ましても裁判所はとれない。つまり勝
訴の判決を受け得ないことになりま
す。つまり利息制限法を越える部分は、
債務者の方で支払いをしますればそれ
でよろしいのでございしますが、もし支
払いがでない場合であつたら、裁判
所に訴えて請求をして、強制的にとる
ということとはできないわけでありま
す。要するに利息制限法を越える部分
については、道徳的な責任にすぎな
い。従つて利息制限法それ自身が検討
を要すると申しますれば、それはそう
いうことになると思ひますけれども、
現在の状況では、制限を越える部分は、
裁判所に持ち出して強制的にとるとい
うことはできないことになつておりま
す。

○佐久間委員 そうすると裁判に持ち
出して五十銭、利息制限法の定むる利
息以上はとれない、こういうわけなの
ですか。

○吉田説明員 そういうことになりま
す。

○佐久間委員 そうすると、この五十
銭なんというものは掲げてみたところ
が、しかたがないというところになるの
じやないでしょうか。この点はどうい
う、ぐあいにお考えでしょうか。

○吉田説明員 これは罰則がかかるか
どうかという問題なんです。ございま
して、それはもちろん確実にとれるとい
うことを目的として、金を貸すという
ことになりますれば、利息制限法の範
囲内でやらざるを得ないということに
なるわけでありまして、ただそれ以上の
部分をもし払うならば、別に罰則はか
からないというだけのことでありま
す。ですからそういう貸す方にしまし
ても、その含みで貸すよりほかはない
というところになるわけでありまして、
○佐久間委員 大分はつきりわれ／＼
にもわかつて来たような気がするの
でございますが、これは実にふかしぎな
法律で、法律が一つの線を引いて、五
十銭なら五十銭以上を越えてはいけな
い、これには罰則を加えるのだ。しか
らば五十銭以下でやつた場合は、それ
に対する法的の保護があるべきもの
だ、こういうぐあいに私は考えておつ
たのですが、そうでないということ
を承つて、実はわれ／＼が法律知識のな
いことをつく／＼考えたわけござい
ます。私はこの程度にとどめておきま
す。

○深澤委員 この法案は、私はある一
面においてはきわめて明確な法案だ
と思ひます。それは自由党内閣の金融政
策が、庶民階級に対しては五十銭の日
歩を払つて借りなければならぬほど
窮迫しておる。こういうことでありま
すが、もう一つ私が明確にしなければ

ならない問題は、銀行局長はこういう
法案を出しておきながら、これは公認
したのではないと言ふ。なるほど今の
りくつによつて、裁判になつた場合に
は利息制限法の年一割で、それ以上は
とれないからこれは無効になるのだ、
だから公認ではない、こうおつしやる。
しかしながら法律に書いた以上は、五
十銭以下の貸金業をやつた場合にお
いては、これは違反にならない、犯罪に
ならない、取締りの対象にならない
いうことでありますから、公然と貸金
業者は五十銭以下の看板を掲げて商売
する。ところが裁判になつて強制執行
までしてとらなくてはならぬという
は、おそらく貸金のうちの十分の一
か、あるいは百分の一か、千分の一だ
と思ふ。実際上は五十銭で公々然と行
われるということになる。従つてこの
法案が出る以上は、私は五十銭以下の
高利を公認したということになると思
ふ。それを銀行局長は公認したつもり
はない、こうおつしやる。私は公認し
たというように考えるが、これをもう
一つ明確にすれば、まことにこの法案
は自由党内閣の金融政策を明確にした
ものだと思ふ。一体これを公認したと
解釈するのか、あるいは公認しないと
おつしやるのか、その点をお聞きした
い。

○河野(通)政府委員 処罰の対象とし
ては、五十銭までは処罰をしないとい
う意味においてはつきり書いてある。
しかしそこまでとつてよろしいとい
うことではございません。その意味にお
いては公認をいたしたものではありません。
○深澤委員 それからこれは手形の割
引あるいは売渡し担保に対しても適用
する、こういうことに第二項にはなつ

ておるのでありますが、それはそうい
う解釈でいいですか。

○河野(通)政府委員 さようござい
ます。

○深澤委員 そうすると手形の割引ま
でに適用すると、これは底流の問題に
なると思ふ。私は一昨日も銀行局長に
なると思ふ。これは必ず高金利政策の先走りにな
る、こう質問したところが、そんなこ
とはないとおつしやられるのでありま
すが、一般の庶民階級の貸金が日歩五
十銭になる、しかもまた手形割引の割
引利率も、その範囲内においてできる
ということになりますれば、どうして
も私はこれは一般の高金利の方向にひ
つぱつて行く一つのところになる、こ
ういふぐあいに解釈し、また実際さうな
るであらうと考えるのでありますが、
この点に関する見解をもう一ぺん銀行
局長にお聞きしたい。

○河野(通)政府委員 先般の委員会
で深澤さんにお答え申し上げました通
り、ここで五十銭ということを出
したからといって、高金利政策をとる
ということはない。これは現在までの
事実を、ただそこに行政上今までの
て来ておつたものを、はつきり処罰の
対象といたしますがゆゑに、法文上明
確にいたしたのであります。金利の実
体については何ら影響がない、かよう
に考えております。

○宮崎委員 議事進行について……
ただいまの質疑中の高金利の取締りに関
する法律であります。質疑応答の中
に取立て珍しい話は見当たらないのであ
りまして、この法律案には委員会に積
然たり得ない全般的な空気が流れてお
るのであります。
そこでこれは委員長及び各党の理事

諸君にお集まり願つて、この法律案の取扱ひをいかにするかということを中心として、その方針のわく内におきまして審議を進められたい。かような方法で進行しておりますと、多数法案をいただいております本委員会におきましては、重要諸法案が延長された会期のうちに審議終了になるといふようなおそれもあるわけでありまして、委員長においては、各党の理事と御相談の上適當な処置を講ぜられんことを、この際要望いたしておきます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 了承いたしました。苦米地君。

○苦米地(英)委員 銀行局長にお伺いたしたものでありますが、この行政指導の行われた法的根拠はどこにあるのであります。臨時金利調整法というやうなものがあるものでありますが、それを越えて銀行局で行政指導をやられた、そういう法令に違反した行政指導をやられた根拠はどこにあるのですか。

○河野(通)政府委員 現在の貸金業等の取締に関する法律の第四條に、大蔵大臣はこれ／＼の届出があつた場合において云々、「その添附書類に法令の規定に違反する記載若しくは重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは」云々、こういう規定があるわけでありまして、法令に違反する記載という点につきまして問題があるわけでございます。具体的には申し上げまさんと、物価統制令というものがその当時あつたわけでありまして、物価統制令には不當高価、暴利を取締る規定があるわけでありまして、この暴利、不當高価の

内容につきましては、判断は非常にむづかしいのでありますけれども、これらの物価統制令に規定いたしております不当高価、暴利の規定に抵触するかどうかといふやうな限界点、そういう問題とにらみ合せて、この届出されて来る業務方法書について、あれこれと金利の限界について申し上げたわけでありまして、しかしながらこれは、完全にそれが物価統制令に規定いたしております不當高価、暴利に当るのだという結論まではつきり出たものであります。それに抵触するおそれがあるといふ点から考えまして、そのおそれのあるやうなものは適當でないから、もう少し低いところに金利をしたらどうか、こういう意味で指導いたしたわけでありまして。

○苦米地(英)委員 どうもまだはつきりしないのでありますが、臨時金利調整法、これはこの法律によつて政府がやつて行かなければならぬわけですね。しかるにこの調整法と関係のない指導を今やつておられたわけですね。それを越えていましやう。そうじゃありませんか。

○河野(通)政府委員 臨時金利調整法に規定いたしておりますところは、あらゆる金融機関また貸金業者も含めて、これらについて適當な金利の限界を定めることができるということになつております。その手続は、いろいろ複雑な手続がございます。そうしてそれによつて告示をいたした場合に、その告示をされた金利の最高限度を越えて、授受してはいかぬといふことになつておるのであります。しかしこの告示の中には、現在貸金業者等について

の金利については告示をいたしておりません。従ひましてこの規定の適用は、現在のところは現実にはないのであります。法律の建前としては、そういう限界を定めることができることになつておりますが、現実にはやつておりません。その趣旨は、金利調整法がねらつておられますのは、一般の、本来の筋道の通つた金融機関、従ひまして御承知のように告示されている金利といふものは、二銭五厘であるとか、二銭六厘であるとか、大体その程度の見当のものであります。一般の金融機関の貸出し利率についても、長期のもの一年を越えるものについては、特に告示をいたしておりませんが、これらにつきましても、大体御承知のように三銭から三銭二、三厘といったやうな程度の金利であります。また一般の庶民金融機関においては、それよりも若干高いもの、四銭とか四銭五厘とかいふものがありますが、いずれにいたしましても、三十銭とか五十銭とかいふものは、私どもは金融機関の金利とは考えておらないのであります。その意味において臨時金利調整法がねらつておられる金融機関の金利の範囲には入らない。従つてこれによる告示をしたり、金利の決定はいたしておらないのであります。法律上はできることになつておりますが、これとは全然別な考え方、私どもはこの貸金業者の金利を考えておる、こういうわけでございます。

○苦米地(英)委員 貸金業等の取締に関する法律の第八條に、「貸金業者の金銭の貸付の利率及び金銭の貸借の媒介の手数料について」臨時金利調整法を「準用する」とあるのですが、これはどういふことでしようか。

○有吉説明員 貸金業等の取締に関する法律の第八條において、臨時金利調整法を準用しておるという点につきましては御説明申し上げました、本来臨時金利調整法におきましては、先ほど局長からの答弁の通り、貸金業自身もこの法の適用を受けるということに相なるわけでございます。その間におきまして適用ということに相なると思いますが、第八條におきまして、特に金銭の貸借の媒介手数料等も準用するといふふうにいたしまして、同時に臨時金利調整法におきましては、罰則の規定がございせん。この貸金業等の取締に関する法律第十八條におきましては、「第八條において準用する臨時金利調整法第五條の規定に違反した者」という罰則を取出してあるという点で、特に準用が行われておるといふことであります。

○苦米地(英)委員 つまり第八條で臨時金利調整法がここに準用されておるのでありますから、その準用する線内において行政指導をやるべきものであつて、それを越えた行政指導というものは違法ではないか、という感じがいたすのであります。

○河野(通)政府委員 この点は非常に複雑になつておりますので、今課長から御説明をさせていただきますが、この第八條で臨時金利調整法の規定を準用いたしておりますのは、金利調整法には、貸出しとかその他の金利については規定がありますが、媒介の手数料については規定がないわけでありまして、従つてこの貸金業等の取締に関する法律によつて、媒介の手数料についても臨時金利調整法の規定を準用して、適當な定めができるようにして行

きたいというのが一点、もう一点は、先ほど課長から申し上げた通り、臨時金利調整法には罰則がないわけでありまして、ところが貸金業につきましては、現実には、臨時金利調整法がねらつておりますやうな二銭五厘とか三銭とかいふ金利でなく、非常に高い金利を対象にいたしておりますので、これはやはり、それを越えたものは罰則に結びつけなければならぬ。罰則にそれを結びつける場合には、法令違反といふことで行かざるを得ない。法令違反といふことになりまして、臨時金利調整法の規定を準用しておかないと、その罰則へ持つて行けないといふやうな点もございせん。そういう複雑な關係から、この規定を準用するといふことにしたのであります。本来は先ほど申し上げましたやうに、臨時金利調整法第一條に書いてありますやうに、貸金業者も臨時金利調整法の適用は受けるわけでありまして、しかし現実にはそれを告示して縛るというをやつておらぬ。やつておらぬ理由は、先ほど申し上げました通りの意味からであります。

○苦米地(英)委員 どうも私にはまだ理解できませんが、もう少し研究いたしましょう。

○佐藤委員長 次会は明十三日午前十時から開会の上、質疑を続行することとしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和二十七年五月十六日印刷

昭和二十七年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所